

令和6年能登半島地震で被災されたみなさまへ

建設連合国民健康保険組合では、令和6年能登半島地震で被災された方の**保険料を免除します。**

1. 対象となる方

令和6年能登半島地震により組合員の住家が全壊、半壊、全焼、半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方です。
(一部損壊、床下浸水は、対象外です。)

2. 必要書類

上記1の内容が記載された公的機関が発行する罹災証明書
(コピー可)です。

※ 罹災証明書の入手方法は、お住まいの市町村の担当課にお尋ねください。

3. 免除期間

令和6年1月から令和6年3月の3か月分です。

4. 申請方法

上記2の罹災証明書を用意して、所属の支部に連絡してください。

5. 納付済の保険料

既に納められた保険料の扱いは、所属する支部に相談してください。

6. しめきり

令和6年12月27日(金)までに所属する支部に申請してください。

連絡先: 所属する支部
又は本部(本部フリーダイヤル 0120-56-1501)

裏面もご覧ください